◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

○第20号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　岩国飛行場（H24）愛宕山地区土木その他設計（電子入札対象案件）

⑶　業務内容

【運動施設中央地区】

・陸上競技場　１ヶ所

観覧席新設（鉄筋コンクリート２階建て　延面積　約1,050㎡、建物投影面積　約500㎡）×１棟

構造検討（鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造等の検討比較）を含む

400ｍトラック、電子スコアボード新設一式等

・屋外便所新設（鉄筋コンクリート１階建て　延面積　約50㎡､建物投影面積　約50㎡）×２棟

・パビリオン新設（鉄筋コンクリート１階建て　延面積　約30㎡、建物投影面積　約30㎡）×４棟

・非常用発電機室⑴新設（鉄筋コンクリート１階建て　延面積　約50㎡、建物投影面積　約50㎡）×１棟

・非常用発電機室⑵新設（鉄筋コンクリート１階建て　延面積　約80㎡、建物投影面積　約80㎡）×１棟

・ゴミ置場新設　一式

・自転車置場新設　一式

・照明ポール新設　一式

・屋外運動施設（バスケットボールコート×２面、バレーボールコート×２面、テニスコート×４面、遊び場×２箇所、遊歩道）一式

【運動施設南地区】

・ソフトボール場　２ヶ所

ダックアウト新設（鉄筋コンクリート１階建て　面積　約20㎡、建物投影面積　約20㎡）×２棟

管理室新設（鉄筋コンクリート１階建て　面積　約10㎡、建物投影面積　約10㎡）×１棟

グラウンド（人工芝）×１面、照明ポール新設一式、電子スコアボード一式等

・屋外便所新設（鉄筋コンクリート１階建て　延面積　約50㎡､建物投影面積　約50㎡）×３棟

・パビリオン新設（鉄筋コンクリート１階建て　延面積　約30㎡、建物投影面積　約30㎡）×８棟

・非常用発電機室新設（鉄筋コンクリート１階建て　延面積　約30㎡、建物投影面積　約30㎡）×１棟

・ゴミ置場新設　一式

・自転車置場新設　一式

・屋外運動施設（遊び場×３箇所、遊歩道）一式

【屋外ユーティリティ設計】

・受水施設　１箇所

ポンプ室⑴新設（鉄筋コンクリート１階建て　延面積　約180㎡、建物投影面積　約180㎡）×１棟を含む

・配水施設　１箇所

ポンプ室⑵新設（鉄筋コンクリート１階建て　延面積　約60㎡、建物投影面積　約60㎡）×１棟を含む

・幹線給水管　約8.0㎞

・幹線雨水管　約7.0㎞

・幹線汚水管　約8.0㎞

・下水処理施設（浄化槽）１箇所

機械室新設（鉄筋コンクリート１階建て　延面積　約10㎡､建物投影面積　約10㎡）×１棟を含む

・幹線道路　約4.0㎞

・道路橋（支間長約90ｍ）１箇所

・外柵　約6.0㎞

上記の建築・設備・土木（造成、道路、給水施設、排水施設及び環境整備等）実施設計及び米側基本設計要求書の精査

⑷　履行期限　平成26年３月14日まで(ただし、幹線道路、外柵、幹線給排水設計は平成25年11月29日までとする。)

⑸　その他

ア　本業務は、資料及び見積書の提出を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、例外的に電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙による見積合わせ（以下｢紙見積合わせ方式｣という。）に代えるものとする。

なお､｢紙見積合わせ方式参加承諾願｣については、別紙様式１により作成し、提出すること。

・提出窓口：〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233（内線556）

・提出時間：午前９時から午後５時までとする。(行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。)を除く。）ただし、正午から午後１時までの間を除く。

イ　電子入札システムで使用できるＩＣカードは、代表者又は当該見積合わせ案件に関する見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。)のＩＣカードのみとし､代理人による場合は、参加表明書の提出前までに、別紙様式２の委任状を提出すること。

2　参加資格、選定基準及び評価基準

技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている共同体であること。

⑴　単体企業

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「土木」､「建築」､「電気」及び「機械」のすべてに係る一般競争（指名競争）参加資格についてすべて「Ａ」の格付けを受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること。(会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。)

ウ　参加表明書の提出期限の日から見積書の提出の時までの期間に、中国四国防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達)」(施本第1605号（ＣＣＰ)。 6. 8.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　中国四国防衛局が発注した業務のうち、平成22、23年度に完成、引渡しが完了した業務の実績がある場合には、業務成績評定点の平均が65点以上であること。

オ　次の基準を満たす管理技術者を配置できること。

平成24年12月14日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)が４億円未満かつ10件未満である者。

なお、平成24年12月14日時点の手持ち業務に中国四国防衛局発注業務で調査基準価格を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が２億円未満かつ５件未満である者。

※「手持ち業務量」とは、管理技術者又は照査技術者若しくは担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務である。

⑵　共同体

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「土木」､「建築」､「電気」及び「機械」に係る一般競争参加資格（指名競争）のうち、いずれか「Ａ」の格付けの決定を受けた者による組合せとし､かつ「土木」､「建築」､「電気」及び「機械」すべて「Ａ」を満たす共同体とする。ただし、それぞれが単体として、中国四国防衛局に競争参加を希望していることとし、共同体の代表者は上記「土木」の「Ａ」を有することを条件とする。また､「競争参加者の資格に関する公示」(平成24年12月14日付中国四国防衛局長）により装備施設本部長から「岩国飛行場（H24）愛宕山地区土木その他設計」にかかる共同体としての競争参加の資格（以下「共同体としての資格」という。)の決定を受けている者であること。

ウ　参加表明書の提出期限の日から見積書の提出の時までの期間に、中国四国防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達)」(施本第1605号（ＣＣＰ)。 6. 8.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　中国四国防衛局が発注した業務のうち、平成22、23年度に完成、引渡しが完了した業務の実績がある場合には、業務成績評定点の平均が65点以上であること。